## 「カナのノベノナい4」 じっ利田田ウ、蛇口科昭主 /34中ロ・2022 年 5 日 1 ロ)

「みちのくでんさいサービス	以利用規定」新旧対照表 (改定日:2023年5月	1日)
新	旧	備考
<略>	<略>	
第5条(利用申込)	第5条(利用申込)	
1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」	1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」	
および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、そ	および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、そ	
の内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の	の内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の	
「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める	「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める	
決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続	決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続	
きを行うものとします。	きを行うものとします。	
2.「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定	2.「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定	
の必要書類を添付するものとします。	の必要書類を添付するものとします。	
3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。	3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。	
(1)「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしてい	(1)「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしてい	
ること。	ること。	
(2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインタ	(2)でんさいネットからの通知を受ける手段としてインタ	
ーネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保	ーネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保	
有していること。	有していること。	
(3) <u>ビジネスインターネットバンキング契約を当行と締</u>		・条文の追加
<u>結していること。</u>		
	<略>	
〈略〉		
第8条(当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)	第8条(当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)	
1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められ	1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められ	
た以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利	た以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利	
用契約を解除できるものとします。	用契約を解除できるものとします。	
(1)「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停	(1)「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停	
止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しも	止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しも	
しくは違反した状態が継続する等、でんさいネットお	しくは違反した状態が継続する等、でんさいネットお	
よび当行の運営を損なう行為があった場合	よび当行の運営を損なう行為があった場合	
(2)破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場	(2)破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場	
合	合	

## 「みちのくでんさいサービス利用規定」新旧対照表 (改定日:2023年5月1日)

「みらのくでんさいサービス	《利用規定』 新旧刈煦衣 (以正日·2023 年 3 月	I 日 <i>)</i>
新	IB	備考
(3)「業務規程」第12条第1項(同項第7号に掲げる事由を除く)、第2項または第3項に規定する要件を満たさなくなった場合 (4)死亡した場合	由を除く)、本条第2項または第3項に規定する要件 を満たさなくなった場合 (4)死亡した場合	「本条」を削除し、適用条文を明 確化しました。
(5) 公序良俗に違反する行為を行った場合 (6) 決済用の預金口座が強制解約された場合、その他「業務規程」第12条第4項に規定する利用契約の締結要件を満たさなかった場合 (7)でんさいネットが当行との間の業務委託契約を解除する場合 (8)その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合	務規程」第12条第4項に規定する利用契約の締結要件を満たさなかった場合 (7)でんさいネットが当行との間の業務委託契約を解除する場合 (8)その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合	
2. 本規定第5条第3項に定める締結要件を満たさない場合。 3. 前2項により当行が利用契約を解除する場合は、利用者に通知するものとします。なお、当行が解除の通知を利用者の届出の住所に宛てて送付した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しない場合、または延着した場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。	2. 前項により当行が利用契約を解除する場合は、利用者に通知するものとします。なお、当行が解除の通知を利用者の届出の住所に宛てて送付した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しない場合、または延着した場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。	・当行がでんさいの利用契約を解除する要件の追加。 ・項番の繰下げ及び「前項」⇒「前2項」とし適用条文を明確化しました。
〈昭〉	〈略〉	

以上